

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川俣町長 藤原 一二

市町村名 (市町村コード)	川俣町 (07308)
地域名 (地域内農業集落名)	山木屋地区 (1区、甲2区、乙2区、3区、4区、5区、6区、7区、甲8区、乙8区、9区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月1日 (第1回)R5.7.4、(第2回)R5.12.27

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は福島第一原発事故の避難指示解除後、営農再開する農業者や町外からの新規就農者が増え、他地域に比べ担い手が確保出来ている。また、道路沿いの田については基盤整備がされ、水稻が作付されている。田は耕作希望している担い手が多く仮置場からの返地を待っている状態だが、畑の遊休農地増加と有害鳥獣(サル、イノシシ)の被害増加が課題となっている。

【地域の基礎的データ】

認定農業者:13人(うち50歳代以下3人)、認定新規就農者:3名、団体経営体(法人・集落営農組織等):3経営体

中山間地域等直接支払制度個別協定:2協定、多面的機能保全組合:1組織

主な作物:水稻(飼料用米)、飼料作物、花卉、そば

(2) 地域における農業の将来の在り方

他地区に比べ個人農業者や法人等の担い手が確保できており、道路沿いの基盤整備が行われた農地については今後も耕作を行い守っていく。個人農業者がリタイアした場合耕作放棄地が増加する事が懸念されるため、若い担い手を確保していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	642.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	642.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面は農用地等面積のすべてを農業上の利用が行われる区域とするが、維持管理及び保全管理が行われる区域については今後具体的な取り組みが検討された際に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地域は基盤整備事業が実施されているが担い手の耕作地が入り乱れており、人によっては団地の飛び地が発生しているため担い手を集めて集約化について話し合いを行う必要が考えられる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については農地中間管理事業の活用を基本とし、担い手への集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
水路等の維持管理を行う際に多面的機能支払交付金などを活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
就農支援センター、県北農林事務所、JA、農業委員会等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
遊休地となっている農地については大規模法人に管理耕作を委託し、本格的な営農再開に繋げる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

有害鳥獣(サル、イノシシ)の被害が増加しているため、現在行っている有害鳥獣被害防止対策のワイヤーメッシュ柵及び電気柵導入費用補助の継続、有害鳥獣駆除ハンターの後継者確保と育成を行う。遊休地等については引き続き法人に保全・管理等を行っていただく。